

クレーン等の規模別による運転業務の規制のあらまし

クレーン、 移動式クレーン、デリックの運転	つり上げ荷重 5トン以上	床上操作式クレーン、跨線 テルハを除く	免許 〔 クレーン運転士 移動式クレーン運転士 デリック運転士 〕
		床上操作式クレーン	免許、技能講習
	つり上げ荷重1トン以上5トン未満 移動式クレーン（小型移動式クレーン）		免許、技能講習
	つり上げ荷重5トン以上	跨線テルハ	免許、技能講習、特別教育
	つり上げ荷重5トン未満	クレーン、デリック	
	つり上げ荷重1トン未満	移動式クレーン	

